

●規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業規程の一部改正</p> <p>○ 設立団体である山梨県では、山梨県職員の修学部分休業に関する条例を改正し、職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めることとした。病院機構においても、同様に、多様な働き方に向けた環境整備を進めるため、高齢者部分休業について必要な事項を定める。</p> <p>(1) 題名を「地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程」に改める。</p> <p>(2) 加齢に伴う諸事情等により通常の勤務時間の勤務を希望しない者について、勤務時間を減じつつ定年までの勤務を可能とする。 ※加齢に伴う諸事情（家族の介護、自身の通院等）の他、地域ボランティア活動への従事など地域貢献等も休業の対象となる。</p> <p>①取得時間 1週間の勤務時間の1/2を超えない範囲内 ②取得期間 50歳以後の日から定年退職日までの期間 ③給与 部分休業取得時間は無給 ④退職手当 在職期間から勤務しなかった期間の1/2を除算</p> <p>2 地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規定の一部改正</p> <p>○ 通勤回数が他の職員よりも少なくなることにより、通勤手当の支給額を調整する対象職員に、高齢者部分休業の承認を受けた職員を含める。</p> <p>3 地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則の一部改正</p> <p>○ 高齢者部分休業に関する規定を追加する。</p>
施行期日	平成29年4月1日から施行する。

給する。

(高齢者部分休業の承認等)

第5条 理事長は、50歳に達した職員が申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が50歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 職員が申請する場合において、当該申請において示す高齢者部分休業の初日は、50歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日とする。

4 理事長は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下この項及び次項並びに第8条において同じ。）の延長の申出があった場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

5 第2項の規定は、休業時間の延長について準用する。

6 第1項及び第4項の規定による承認は、高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

(高齢者部分休業の承認を受けた職員の退職手当の取扱い)

第6条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退

職手当規程（平成22年規程第23号）第14条第1項から第5項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程（平成22年規程第17号）第6条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び地方独立行政法人山梨県立病院機構修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程第6条」とする。

（高齢者部分休業中の給与）

第7条 第3条の規定は、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合における給与の支給について準用する。

（高齢者部分休業の承認の取消し等）

第8条 理事長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

（準用）

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

（準用）

第5条 この規程に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関する取扱いについては、山梨県職員の例によるものとする。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表

新	旧
<p>(通勤手当) 第43条 略 2 略 一 略 二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は地方独立行政法人山梨県立病院機構職員修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程（次号において「修学部分休業等規程」という。）第2条若しくは第5条の承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1月当たりの通勤所要回数が10回未満の職員にあっては100分の50、10回以上15回未満の職員にあっては100分の25を乗じて得た額をその額から減じた額） イ・ロ 略 三 前項第二号に掲げる職員のうち前号の職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は修学部分休業等規程第2条若しくは第5条の承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1月当たりの通勤所要回数が10回未満の職員にあっては100分の50、10回以上15回未満の職員にあっては100分の25を乗じて得た額をその額から減じた額） イ〜ハ 略</p>	<p>(通勤手当) 第43条 略 2 略 一 略 二 前項第二号に掲げる職員のうち四輪の自動車を使用する職員次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は地方独立行政法人山梨県立病院機構職員修学部分休業規程（以下「修学部分休業規程」という。）第2条の承認を受けた職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して平均1月当たりの通勤所要回数が10回未満の職員にあっては100分の50、10回以上15回未満の職員にあっては100分の25を乗じて得た額をその額から減じた額） イ・ロ 略 三 前項第二号に掲げる職員のうち前号の職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は修学部分休業等規程第2条の承認を受けた職員等）にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額 イ〜ハ 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(<u>修学部分休業及び高齢者部分休業</u>) 第26条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関し必要な事項は、職員修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程に定める。</p>	<p>(<u>修学部分休業</u>) 第26条 職員の修学部分休業______に関し必要な事項は、職員修学部分休業規程______に定める。</p>